

第二次幣原外交期における中国の国号呼称問題

—「支那共和国」から「中華民国」へ—

于 紅

課題の設定

第二次幣原外交の対中政策においては、英米の対中宥和政策、中国の「革命外交」および滿蒙危機の激化によって、政策の転換が求められた。幣原喜重郎外相は小幡公使アグレマン問題を柔軟な対応策で解決し、「対中宥和」政策を試みた⁽¹⁾。その後、一九三〇年三月十二日、重光葵と王正廷が関税協定草案に調印し、五月六日に一部品目の税率据置等の条件付きで日中関税協定が正式に締結された。日本の対中関税自主権の承認により、日中関係は好転しつつあったが、国民政府は日本の対中「支那」⁽²⁾国号呼称問題を取り上げ、「中華民国」という正式国名への改正を強く求めた。これに対し、幣原は国民政府が推進している「革命外交」に対抗しつつも、「支那」国号呼称の改正に踏み切ったのである。

辛亥革命を経て成立した中華民国の国号について、日本政府は正式な国名を使用せず伊集院彦吉駐清公使の進言による「支那」を採用していたが、これは近代日本の対中大陸政策を表徴するものであり、日中関係の不对等化を意味していた。そのために、中国に対する「支那」という国号呼称は、中国のナショナリズムの闘争対象の一つとされ、日中間の懸案に

まで発展していたのであった。「満蒙既得權益」確保という立場に立脚する幣原は、一九三〇年十月に中国の国号呼称を「支那共和国」から「中華民国」へと改正することで対中政策の転換を図り、中国の「革命外交」を緩和しようとした。それは日本の対中強硬外交の一時的な緩和を示唆するものであり、長年にわたる中国のナショナリズムが勝ち得た結果であると言えよう。しかし、幣原の国号改正政策は、一九三二年以降「満州国」承認の理論づけや、日中戦争などの侵略政策に逆用された。一九四六年六月、中国の要請によって外務省は「支那の呼称を避けることについて」という文書を発し、日中間のもつれにやっと決着がつけられたのである。⁽³⁾

この国号呼称の改正問題は、幣原が展開してきた所謂「日中提携」という対中政策において大きな意義を持っている。小池聖一氏は幣原の「英米協調」政策と対比しながら、重光葵駐華代理公使が推進する「対中宥和」政策がすでに存在し、「提携」を成立させたのは日中関税協定であると指摘している。⁽⁴⁾一方、「支那」国号の呼称に関しては、野沢豊氏の研究では、辛亥革命期の新政府承認と関連し、日本における「支那共和国」の国号呼称の確立と改正という側面が解明された。⁽⁵⁾また、川島真氏の研究は、「支那」「支那国」「支那共和国」という三つの側面から、外務省による「支那」をめぐる対中呼称政策の変遷を整理したが、「支那共和国」から「中華民国」への国号呼称改正にみる第二次幣原外交の「日中提携」政策については、幣原外交の長期戦略の一点としては考察していない。すなわち、国民政府外交の図式で説明されており、この問題に対する幣原外交の積極性については分析されておらず、第二次幣原外交における国号呼称改正の意義を明確にしていないのである。

そこで本稿では、「支那」という国号呼称の史的由来を踏まえつつ、一九三〇年における国号呼称の改正問題を中心として外務省の対応を考察することで、「日中提携」政策を明らかにする。さらに中国の国号呼称をめぐる幣原の積極的な対応と、日本の国号呼称をめぐる幣原の正反対な姿勢とを比較しながら、第二次幣原外交における「中華民国」の国号呼称採用の意義を解明する。

第一節 「支那」呼称の由来と近代日本人の中国観

一、中国国号における「支那」呼称の由来

中華民国という国号は、一九一一年十二月三十一日、孫文の提議に基づき独立各省代表者会議において採択されたものである。「中華民国」の国号定名では、中国同盟会の誓詞における「驅除韃虜、恢復中華、建立民国、平均地権」という趣旨が表明され、共和政体の国家建設が指向されていた。翌日一九二二年一月一日をもって、孫文が臨時大總統に就任し、中華民国という名称で南京臨時政府が成立した。その後、英政府の斡旋によって、南京臨時政府は袁世凱を代表とする清国勢力との講和交渉を進めた。官革協商の結果、孫文は宣統帝の退位と同時に、袁世凱を臨時大統領に擁立することで合意した。そのため、二月十三日清帝退位の上諭が発せられ、三月八日袁世凱は北京で大統領に就任し、中華民国統一政府の成立をみたのである。

一方、伊集院は新政権が君主立憲制にすることを固執し続け、日英同盟のもと共同干渉によって時局收拾を図るとともに、対袁世凱工作を通して立憲政体の実現を試みようとした。伊集院はジョルダン英公使に対し、日英の共同干渉を求めたが、政体は「清国人間の協議に任すること妙策」として拒否された⁶⁾。また、十二月十二日、伊集院公使は袁世凱との会谈において、「我政府ニ於テハ能フヘキ限り貴官ノ標榜セル君主立憲ノ主義ヲ援助シ此目的ヲ遂行シテ速ニ時局ヲ平定セシムコトヲ希望」する意志を伝えた⁷⁾。袁世凱は伊集院に対し立憲君主制を主張するとともに、英公使の斡旋で官革交渉を続け、共和制という政体を採択するようになった。さらに、内田外相が官革交渉から排除されていた伊集院に対し不満を

抱き、「此種問題ニ付テハ今後日英兩國常ニ協調ヲ維持スルノ肝要ナル」と訓電し、責任を追究した。⁽⁸⁾英公使との間の意志の不疎通、対袁工作の失敗および日本政府との意見齟齬によって、伊集院が試みた君主立憲制の解決案は挫折してしまつた。したがって、伊集院は断固公使として新政府の承認を行わないと決意し、新政府承認までには本国に召還ありたしと三回にわたって上申したのである。

共和政体に不満をもつ伊集院は、一九一三年（大正二年）五月十九日、牧野伸顕外相に対し、中華民國の国号呼称について、「中華民國ナル名称ハ現共和国ノ国号ニ付承認後ニ於ケル公式ノ文書即チ条約国書等彼我往復ノ文書中特ニ国名全部ヲ記スル場合ハ斯克認ムルヲ要スレトモ帝国部内ニ於テハ中華民國ト称スルノ要ナカルヘク」と稟申した。⁽⁹⁾その理由としては、同文国においては文字共通のため、歴朝の国号の改称にしたいが呼称を変えるが、欧米においては各朝の呼称如何に関せず、China等の地理的名詞を用いて改める必要がないことと、日本では一般の言語として中国を「支那」と称することなどを挙げている。⁽¹⁰⁾したがって、日本は欧米にならって「支那」という地理的名詞を用いて正式な公文書を記録すべきと説示し、「今後国号ノ更改如何セス我ニ於テハ『支那』ト称スルニ敢テ差支ナカルヘクト存候」と上申した。⁽¹¹⁾

牧野は伊集院の進言に同調し、六月二十三日山本総理大臣に対し「公文上支那国名決定ニ関シ稟議ノ件」を稟申した。稟議内容については、「従来邦語ノ公文書ニ於テハ支那革命後ト雖モ依然『清国』ナル名称ヲ襲用シ来リ候処早晚新政府承認ノ時機モ到達スヘキ折柄伊集院公使ヨリ別紙ノ如ク申越ノ次第モ有之旁条約又ハ国書等将来『中華民國』ノ名称ヲ用フルコトヲ要スルモノハ別トシ帝国政府部内並帝国ト第三国トノ間ニ於ケル通常ノ文書ニハ今後総テ従来ノ『清国』ニ代フルニ『支那』ヲ以テスルコトニ決定相成可然ト存候本件ハ各省ニ亘リ關係アル次第ニ付此際何分ノ議決定相存候様致度此段及請議候也」というものであった。⁽¹²⁾また、伊集院の稟申では「『支那』又ハ『China』ナル文字ノ起源ニ関シテハ内外人ノ著書ニ依ルニ『秦』(Tshin)ヨリ出タルモノノ如クニ有之候間」を挙げて根拠付けられている。⁽¹³⁾牧野に上程された稟申は、閣議の審議を経て正式に決定され、十一日伊集院にその旨が伝達された。すなわち、「帝国政府ニ於テハ今後

条約又ハ国書等将来『中華民國』ノ名称ヲ用フルコトヲ要スルニ至ルベキモノハ別トシテ政府部内竝帝國ト第三国トノ間ニ於ケル通常ノ文書ニハ総テ御稟申ノ通『支那』ナル名称ヲ用フルコトト決定致候間」と政府の「支那」国名呼称の使用決定が明確化されたのである。⁽¹⁴⁾

一九一三年十月六日、袁世凱は国会で大統領に選出された。そこで孫宝崎外交総長から公文をもって行われた山座公使への通報に対し、山座公使は日本文をもって了承すると共に、日本政府の名において中華民國の承認を表明することになった。孫宝崎外交総長の日本宛照会においては、漢語で「現任臨時大總統袁世凱當選為中華民國大總統定于十月十日行就職札相應照会」と記載されており、⁽¹⁵⁾これに対し、山座公使の中国政府の承認声明には「帝國政府ハ本日ヲ以テ中華民國ヲ承認スル旨貴総長ニ向テ声明致シ」と明示され、新政府承認という必要事に対して、正式に『中華民國』の国号を用いた事例となっている。⁽¹⁶⁾だが、牧野は「支那」名称に関する閣議案に基づいて、大正天皇に対する上奏案においては、「支那駐劄山座特命全權公使ハ本月六日ヲ以テ帝國政府ヲ代表シ支那共和国ヲ承認シタル旨同官ヨリ電報有之候此段謹ンテ奏ス」と明確に「支那共和国」が正式国号として表記されたのである。⁽¹⁷⁾また、十月八日の告示にも同様「帝國政府ハ本月六日ヲ以テ支那共和国ヲ承認セリ」と記され、「支那共和国」という国号呼称が使用されることになった。⁽¹⁸⁾

日本が漢字を使う国であったにもかかわらず、中国が決定した中華民國という正式国号呼称を使わず、「支那共和国」「支那」を用いたことにより、中国外交当局から厳しい反発を浴びせられることになった。十月十六日、馬廷亮駐日代理公使は外交部の訓令に基づいて牧野を訪問し、「支那共和国」の国号呼称を中華民國に改正するよう強く求めた。馬代理公使の申し出に対して、牧野は官報に改称の件を掲載してしまったから更改が困難となったことなどを説明し、中国側の希望に応じがたいと難色を示した。⁽¹⁹⁾牧野が国号呼称を堅持したことによって、最終的に日中間の往復文書では日本文に「支那共和国」、漢文では「中華民國」を使用することとなった。⁽²⁰⁾

二、近代日本人の中国観と日中対立

日本政府の公文書における「支那」及び「支那共和国」という国号呼称を使用する決定は、一九一五年の「二十一条要求」をはじめとする近代日本の対中侵略政策と相まって、中国人の対日反抗の感情を刺戟した。一九二二年七月、宜昌郵便局では、取り扱った日本発の第三種郵便物の写帯紙に印刷されていた国名なる「支那」を抹消し、その裏面に「日本人奴如何ナレバ支那ノ二字ヲ記載スルヤ向後大中華民國ト書スルニアラザレバ承知セザルベシ」と書き加え、憤慨を表した。⁽²¹⁾一九一九年に中国人留学生は国号問題と関連し、「日本政府の公文では『中華民國』の四字を捨てて、わざわざ『支那共和国』の五字をつかう。国際儀礼にあわなだけでなく、まるでわがくにを国家とみとめていない。中華民國成立してから八年になったのに、倭人はいまでも承認しないのである」と日本の対中政策を強く非難した。⁽²²⁾それとあわせて、中国人は日本側に改められた「支那」「支那共和国」という語に対し、蔑視の念が込められていることを強く感じるようになる。

「支那」という呼称は、中国最初の統一帝国である「秦」(QIN)に由来するものであり、シナ(インド)に発し、支那(中国)、China(西方)を経由し、支那(日本)に伝わったものである。⁽²³⁾最初日本では、中国文化に敬意を持ち、讚美する気持ちを込めて「支那」を使用した。アヘン戦争以降中国が頹勢に傾いたことによって、中国を軽視する風潮が高まり、この語の普及した時期にもあって、「支那」という語には次第に「惰弱、因循姑息、驕慢不遜、無能、不潔」というような感覚が結びつけられるようになっていった。⁽²⁴⁾「日清戦争後、日本人の支那ということばはけいべつをもっていわれるようになった」と実藤惠秀が指摘している。⁽²⁵⁾

一方、中国の場合においては、古くから「中国」が領域名、国名として用いられていたため、日本側に国号呼称の改正

を求め動きが強かった。これに対し、日本の知識人は「中国」「中華」という語について、周囲の「四方」（東夷、南蛮、西戎、北狄）に対する「天下の中心」という意味を捉え、さらに他国を夷狄視する尊大な「中華思想」のあらわれであると理解していた。また、「中国」という語が普通名詞であり、中華思想の膨張によって普通名詞「中国」が顛落して固有名詞「中国」になっていたと解釈したので、近代の日本人は「中国」「中華」という敬意を込めた呼称に強い反発を示したのである。⁽²⁶⁾

それと同時に、対中蔑視感から派生した新政府の共和制に対する危惧と軽視感は、伊集院を代表とする多くの日本知識人に共有されたものであった。伊集院の日記⁽²⁷⁾には「支那」という二字がひんばんに使用され、中国の共和制に対する強い不信と対中蔑視感が満ちている。英公使ジョルダンらが袁世凱の臨時大統領就任を訪問したことについて、「此挙は支那人に対する外国の与し易すきの感を抱かし、今後の制御上不尠影響を与ふるものならん、外国公使として失態なり、余は断して之を為さざる積りなり、若し政府の命あるも之を為さず、命令已を得すとあれば職を辞するの積なり」とその心境を窺わせていた。また、米英公使に倣って袁世凱を訪問することさえ「帝国の威信を損するもの」と認識していた。⁽²⁹⁾伊集院は南京より孫大統領就任式及び内閣成員の構成等を通知した報告について、「余まり重きを置くの必要なし」⁽³⁰⁾と記し、さらに「孫の発布せる共和政府の宣言書めきたるもの」⁽³¹⁾と見て軽視した。立憲君主制構想の失敗に加え、伊集院は蔑視、軽侮という意味合いをもった地理的名称としての「支那」を、「中国」「中華」と「共和国」「民国」を組み合わせた「中華民国」という定名の代わりに使用することを稟申し、共和政体である新政府への抵抗を示したのではないかと考えられる。

したがって、日本政府によって読み替えられた「支那」という国号呼称は、まさに近代日本人の中国観を示したものであり、「両国親睦上の癌」とさえ言われていたのである。⁽³²⁾

第二節 国号呼称改正の経緯

一、国号呼称改正問題の提起

日本政府は中華民國の国号を「支那共和国」「支那」と呼び、中国側からのたびたびの不快感表明にもかかわらず、閣議決定による「中華民國」を使用すべき中国との条約においてさえ、慣例として「支那共和国」を使用しつづけた。⁽³³⁾ すなわち、「第一革命以後駐支公使ニ対スル御信任状ニハ総テ支那共和国ノ名称使用セラレ又日支間ニ成立セル条約、協定、交換公文ノ類ニモ邦文ニハ支那共和国ノ名称ヲ使用スルヲ例トシタリ」ということである。⁽³⁴⁾ しかし、中国政府は日本の国号呼称について、日中間で締結されていた条約において、中国文では「大日本国」を使用し、一九三〇年五月六日締結された日中関税協定においても「大日本帝国」を使用したのであった。⁽³⁵⁾ 北伐を達成した国民政府は、不平等条約撤廃と国権回復について厳しい態度でその実現を求める革命外交をとった。一九三〇年五月十九日、楊熙績文書局長は日中関係条約の締結を背景に、国民政府記念週において、日本の「支那」国号使用について以下のように演説を行い、強く非難した。

「(前略) 日本カ国際上ノ文書ニ於テ今尚我国ヲ指シテ支那ト称セルコトナリ我方ハ彼ヲ大日本帝国ト称スルニ彼ハ何故我国ヲ支那ト称スルヤ個人間ノ交際ニ於テスラ相手方ノ名前ヲ尊重スルニ国際間ニ於テハ猶更ノコトナリ日本ハ前清時代ニ大清国ト称シ乍ラ今ヤ大中華民國ト称セスシテ支那ト称スルハ国民政府ヲ清国政府以下ニ取扱フモノナリ仮ニ吾人カ彼ヲ倭奴ト為シ国际上ノ文書ニ彼ヲ大倭奴国ト称センカ日本ハ必ス之ヲ承知セサルヘシ今後日本側カ重ネテ斯ノ如キ無礼ノ字句ヲ使用スルトキハ我方ハ之ヲ返附スルト共ニ嚴シク詰責シ以テ国家ヲ辱シメサルコトヲ期スヘシ云々」⁽³⁶⁾

ここでは、楊文書局長は中国の対日蔑称「倭奴国」に喩え、日本が国際上の文書において「支那」呼称を使用することを攻撃した。また、今後の対策については「支那」を使用した日本の公文書の受理を拒否すべきことを示唆し、日本側の反省と責任を追及する強硬な姿勢を見せた。

中国側の反発を受けて、五月二十七日日本の『朝日新聞』では「支那なる文字を使用した公文書があったならば断然受取を拒絶すべし」という国民政府が外交部に対する訓令の内容が掲載された。⁽³⁷⁾「支那」国号呼称をめぐる、楊文書局長の講演及び『朝日新聞』の過激報道は日本の世論の関心を喚起し、賛否両論の投書が新聞に現れた。実藤恵秀氏が『東京日々新聞』に掲げた反対論「『支那』と『中華』と、これと対立する賛成論「『中華』と呼ぼう」が、大きな反響を呼んだ。反対論では、「中華」という呼称が列国を夷狄視し無礼至極の語であって、「支那」は侮辱の意味を含まないと指摘し、「支那」を使う公文書の「一切拒否といふ如き過激の態度を執るにも当るまい」と攻撃した。⁽³⁸⁾これに対し、「『中華』と呼ぼう」という文章は、国名の正しい呼び方が「民族的交際の正しき礼儀」であると中国側の国号呼称改正の要求を支持した。⁽³⁹⁾那賀汪霞氏が六月十一日、「『チャイナ』はいいが『支那』はナゼいけない」という文章を同紙上に掲載し、伊集院の稟申が「中華民国と呼ばば支那を世界の中心として認め、日本をその付属国か化外の蛮国と認めるわけになる」という意図にあったと分析し、「支那」という国号呼称に固執する論拠を述べた。⁽⁴⁰⁾

一方、中国側では、日本の「支那」という国号呼称に対して反対する世論が高まってきた。『上海民国日報』をはじめ各地の主要新聞紙は日本の対中呼称と関連し、その対中政策を論じていた。六月二十三日、二十四日の『上海民国日報』は「日本外交の失態」と題し、日本の外交文書の中に「中華民国」を「支那」と称したことに對し、日本外交当局が国際礼節を失念すると共に、日本国民新聞界の失言に憤慨する意を表明し、外交部に日本の軽蔑的な「支那」呼称に改正を促すよう要求した。⁽⁴¹⁾また、『廣州民国日報』は六月三十日から三日にわたって「日本外交の失態」という論説を掲げて、国際礼儀を無視する日本政府の行為を詰責した。⁽⁴²⁾

国民政府部内においても、楊文書局長に続いて、胡漢民立法院院長が立法院記念週で演説を行い、日本が外交文書で「支那」国号を使用していることを非難した。胡漢民は「名從主人」とは個人及び国家との関係を律する動かせない原則であると言ひ、中国が既に支那ではない以上、「中日親善」ということを言えるが、「日支親善」を言う訳がないと強い姿勢を示した。⁽⁴³⁾ 中国側が「支那」国号呼称問題に対して強い反発に出たのは、国家としての統一性を強調する目的の下、「中華民國」の領域及び中国のナショナリズムの高揚による民族自尊心の向上と、国権回復を要求し続けていたからである。中国側がすでに日中「対等」關係に立脚して、この問題を扱うに至っていたと言えよう。

二、国号呼称の改正経過——「支那共和国」から「中華民國」へ

日本側に対し「支那」国号呼称の改正を求める世論の高揚は、出先機関の報告によって幣原に伝えられ、幣原に大きな刺激を与えた。⁽⁴⁴⁾ 中国側の強い態度について、幣原は「支那」国号呼称に関する対応を迫られた。

外務省は迅速に事態に応じ、六月十日「条約等二用ヒラレタル支那国名」⁽⁴⁵⁾、六月十四日「支那」という呼称に関する調書を作成した。この調書には対中「支那」「支那共和国」という呼称の確立及び使用の経緯が記され、「支那」名称の使用に対する中国人の憤慨が記録されていた。⁽⁴⁶⁾ 外務省条約局は幣原の指示に基づき、具体的な改正案を検討しはじめ、条約局第一課が作成した「支那ノ国名ニ関スル件」において、大正二年の閣議による「支那共和国」と「中華民國」との使い分けという決定が廃され、中国との条約文又は国書及び通常往復公文書のみならず、政府部内及び本邦と第三国との通常往復公文書でも一律に「中華民國」なる名称を使用するという方針が確立された。⁽⁴⁷⁾

また、条約局は大正二年の閣議決定と十月の上奏文との關係を踏まえて、「支那」国号改称の手續きについて杉田法制局参事官の意見を聞いた。杉田参事官は法制の角度から回答し、大正二年十月の上奏文は、革命により成立した新政府を

承認すべきことを奏上したものであつて、中国の国名改称のためではなく、したがつて、「支那」を「中華民國」へ呼称変更することについては改めて上奏する必要はないという見解を示した。また、閣議決定については、「支那」という呼称は各方面にわたり関係するところが多く、将来の方針を定める必要があることと、大正二年の閣議決定の前例があつたことから、「今回モ閣議ヲ稟請スルハ差支ナカルヘキモ敢テ之ヲ必要トスル訳ニハ非ス」との意見を杉田は述べた⁽⁴⁸⁾。十月二十七日、法制局は条約局の非公式照会に対し、異議なしと内示した⁽⁴⁹⁾。

十月二十九日、幣原は「支那」国号呼称の改正に関し、浜口雄幸総理大臣に請訓し、内閣の裁定を求めた。幣原が起草した「中国国号呼称に関する閣議請議案」は以下のようなものである。

支那ニ於テハ清朝覆滅共和制樹立ト共ニ従前ノ国号清国ヲ中華民國ト改称シ爾来幾度カ政治組織ノ変転アリタルモ右
中華民國ノ国号ハ一定不動ノ儘今日ニ及ヒ我方ニ於テモ大正二年十月六日在支帝国公使ヨリ共和制新政府ニ対スル承
認通告ノ公文中「中華民國ヲ承認スル」旨ヲ明カニシタルカ一方政府ハ同年六月閣議ヲ経テ邦文公文書ニ用フヘキ同
国国号ニ関シ条約又ハ国書等将来中華民國ノ名称ヲ用フルコトヲ要スルモノハ別トシ帝国政府部内並帝国ト第三国ト
ノ間ニ於ケル通常ノ文書ニハ今後総テ従来ノ清国ニ代フルニ支那ヲ以テスルコトヲ決定シ前記新政府承認ノ官報告示
文ニハ支那共和国ヲ承認シタル旨ヲ記載セルカ爾後ニ於ケル慣行ハ条約国書等前記閣議決定中特例ヲ設ケタルモノニ
付テモ實際上支那国又ハ支那共和国ノ呼称ヲ用フルヲ例トシ来レリ

然ルニ右支那ナル呼称は当初ヨリ同国側ノ好マサリシ所ニシテ殊ニ最近同国官民ノ之ニ対シ不満ヲ表示スルモノ多キ
ヲ加ヘタル觀アリ其ノ理由ノ当否ハ暫ク措キ我方トシテ右様支那側感情ヲ無視シテ従来ノ用例ヲ墨守スルノ必要ナキ
ノミナラス近来本邦民間ノ用例ヲ見ルモ中華民國ノ呼称ヲ使用スルモノ頓ニ増加シツツアル狀況ナルニ顧ミ目下ノ処
支那政府ヨリ本件改称方ニ付何等申出来レル次第ニハアラサルモ此際我方ヨリ進テ従来ノ用例ヲ変更スルコト時宜ニ
適スルモノト認メラル

就テハ今後支那国ヲ表示スルニ付テハ条約国書等既ニ前記大正二年六月閣議ヲ以テ中華民國ノ呼称ヲ使用スヘキコトヲ定メラレタルモノニ於テハ勿論其他国内又ハ第三国トノ間ニ用フル邦語公文書ニ於テモ中華民國ノ呼称ヲ用フルコトヲ常則ト致度⁽⁵⁰⁾

以上の「支那」国号改称に関する閣議請議案は、「中華民國」の国号呼称を「支那」に改称する経緯を述べた上で、「中華民國」へ呼称を変更する理由を指摘する。つまり、「中華民國」の国号は王朝名ではなく、政権の変遷による呼称変更がないため、伊集院が主張した「支那」採用の根拠は失われたのである。また、中国側の対日不満を緩和するために、中国政府及び国民の意志に順応すべきであった。さらに近來日本では「中華民國」の呼称を多用する傾向があることなどが挙げられている。幣原は以上の理由に基づき、中国側の感情を無視してまで従来用例を墨守する必要もなく、中国側の申出の有無に関わらず、日本側が自発的に対中呼称の改正を進めるべきことを説いた。特に、幣原は外務省が閣議による対中国書、条約など特例を設ける決定を順守せず、実際に「支那」「支那共和国」を使用していたことを指摘した。したがって、「支那」呼称を改正する場合には、条約国書は言うまでもなく、国内または第三国との日本文公文書にも一律に「中華民國」という正式国号を用いることを改めて強調していた。⁽⁵¹⁾

しかし、同日亜細亜局は、国号呼称の改正に関して、以下の「心得置クコトト致度」を付記している。

一、閣議決定ノ上ハ、イ、省内ニ「サーキュラー」ヲ回スコト、ロ、關係在外公館ニ通報スルコト、ハ、主要他官庁ニ通報スルコト（枢密院關係）

二、上奏、告示又ハ外務省トシテノ新聞発表ノ必要ナシ

大正二年支那共和国承認ノ上奏ヲ為シ又告示ヲ發シ居ル処右ハ国家承認ノ上奏及告示ニシテ今回ノ改称ハ政府部内ノ呼称用例ノ變更ニ過キス承認セラレタル国家ノ実体ニハ固ヨリ何等影響ヲ及ホスモノニ非ス又新聞発表ヲ為ササルハ事ヲ大袈裟ニセサル趣旨ナリ

三、今回ノ決定ニ準シ支那国名ヲ中華、中国等と畧称シ同国民ヲ中国人、民国人等ト畧称スル如キハ第二段ノ問題トシテ今後ノ慣行に委シ差支ナカルヘク但外務省トシテ是等ノ点ニ付標準ヲ設ケ置クコトハ便益多カルヘシ

四、地理的名称トシテ支那ト記載スル如キハ固ヨリ妨ケサルモノト思考ス

五、今回ノ決定ハ今後ノ用例ニ関スルモノナルヲ以テ従来ノ法令等ニ現レタル支那国等ノ記載ヲ一々改ムル如キハ其ノ必要無ク即チ是等ニ記載セラレタル支那国ト今後用ヒラルル中華民國トハ同一ノモノト解スルヲ以テ足ルヘシ但シ性質ニ依リ今回ノ決定ヲ機トシテ最近ノ時機ニ之カ改正ヲ計ルヲ適当トスルモノ有リ得ヘシ⁽⁵²⁾

添付した付記は、「中華民國」への国号改称の適用範囲を規定し、政府部内の呼称変更にとどめるものであった。また、国号呼称の改正が「中華民國」という正式国名を規定し、略式呼称としての「支那」の改正は留保することとなっていた。それは、ロンドン海軍軍縮条約の締結をめぐる統帥権論争以来の、幣原外交に反対する世論と、「対中宥和」政策によるさらなる世論の悪化に幣原が配慮し、民間によく使われる対中略式国号呼称の改正を先送りにしたのではないかと考えられる。また、付記では地理的名称としての「支那」を継続的に使用することも認められていた。

十月三十日、法制局長官は浜口総理大臣に対し、「外務大臣請議支那国号ノ呼称ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請儀ノ通」という正式な回答文を送付した。⁽⁵³⁾ これを受けて、十月三十一日、浜口総理大臣は幣原に対し、公文上中国国号呼称に関する請訓が閣議を通過した旨を指令した。⁽⁵⁴⁾ 同日内閣書記官長鈴木富士彌は、各省次官、枢密院書記長官、会計検査院長、行政裁判所長官、貴衆両院書記官長、内閣総理大臣秘書官、内閣部内各局課長などの政府の主要部門、陸軍に対し、通牒を発し、その内容については「支那国ノ表示ニ付テハ大正二年閣議決定ノ次第モ有之候処今般国内又ハ第三国トノ間ニ用フル邦語公文書ニ於テハ中華民國ノ呼称ヲ用フルコトヲ常則トスルコトニ閣議決定相成候」というものであった。⁽⁵⁵⁾

十一月一日、閣議の決議に基づき、幣原は駐中国各地の領事館宛てに、中国国名を「中華民國」に変更するよう訓令し

た。訓令では、「客月三十一日閣議ヲ経テ今後ハ条約国書等ハ勿論其ノ他国内又ハ第三国トノ間ニ用フル邦語公文書ニ於テモ中華民國ノ称ヲ用フルヲ常則トスルコトヲ決定シタル」と、国号呼称の使用を明確化している。⁽⁵⁶⁾十一月四日、幣原は中国以外の駐外各公館長に対し同趣旨の訓令を發した。⁽⁵⁷⁾

幣原が変更したのは中国の正式国名だけで、「中国」「中華」の略式国号は慣行に委ねるといふ曖昧な形で決着を付けた。しかし、一九三一年二月、外務省条約局第一課が作成していた「世界主要各国ノ国名、元首名及首府名」という調査では、
中華民國（現称）について、国名（イ）通称：中国、（ロ）正称：中華民國、（ハ）略称：華、と明確に記されており、
ここには通称と略称という対中国号呼称をめぐる外務省の指針と使用実態の二重性が明らかである。⁽⁵⁸⁾

三、 对中国号呼称の改正をめぐる幣原喜重郎

ところで、幣原が国号呼称の改正に踏み切った背景には、幣原喜重郎自身の中国観と、中国をめぐる国際情勢と日中関係に深く関わっていたことがあると考えられる。幣原は伊集院がもっていた「国民ノ知識ノ程度ニ適応セサル無謀ノ策（共和政体に対する）⁽⁵⁹⁾」という対中認識と対照的に、「支那ノ国民性が自治ノ能力ニ耐ヘザルモノノ如ク推断スルノハ誤ツタ」、また、中国のナショナリズムについて「近年支那ノ国民が政治的ニ覚醒セントスル所ノ徴候ガ追々現ハレ来レルコトヲ認メザルヲ得ナイト考ヘマス（中略）国民的自覚ハ一度発生スレバ決シテ消滅スルモノデハアリマセヌ、外部ヨリ压迫ヲ受クレバ却テ益々深刻ヲ加フルモノデアリマス」と見ている。⁽⁶⁰⁾さらに、幣原は第五十七議會における外交演説のなかで、日中国交今後の大勢について、国内の樂觀論、悲觀論の当否を措き、「唯我々ハ支那ガ如何ナル態度ヲ以テ我ヲ迎ヘルトモ、自ラ正義公平ト信ズル所に依ツテ、両国ノ關係ヲ調節スルニ最善ノ努力ヲ尽ス決心」であるとの所信を表明した。⁽⁶¹⁾しかし、滿蒙問題に関しては、幣原は「国家的生存とも密接なる關係を有するもの」があるとして、あくまでも「滿蒙既

得權益」の擁護に固執した⁽⁶²⁾。幣原は国家尊厳を示す国号呼称問題については、日中関係の安定を満蒙權益の確保との関連性に捉えて極めて重視していたのであった。

日本の「支那」という中国に対する国号呼称に関しては、当局者のみならず、一般の中国人もこの語に嫌悪感を持ち、蔑視と敵視の意を覚え、さらに日本の対中侵略政策を象徴するものとして受け止めた。そのため、実際に一九二二年、大連の日本居留民乾養仁ら二名は、「日華親善を望まらば！…支那と云ふ語をつかわないことに致しませう」という宣伝ビラを散布し、日本政府の早急対応を求めた⁽⁶³⁾。「支那」国号呼称をめぐる日中関係が緊張するなか、幣原はなるべく国際慣行にしたがいこの懸案を解決し、中国の対日不信を一掃しようと考えたのである。

一方、英米は中国と関税条約を締結したことに続いて、治外法権の改正に応じる準備を進めている。治外法権に関する中国側の一方的な撤廃の主張に対し、英国は一月一日をもって原則において治外法権の漸次的撤廃開始の期日と見なすことに同意する旨の覚書を発表した⁽⁶⁴⁾。その後米国も中国政府が一月一日をもって漸進的撤廃の開始期日としたいとの希望に同意する旨を明言した。しかし、実際には英米両国が中国との間で治外法権撤廃をめぐる実務交渉を開始したのは、それぞれ一九二九年十一月二十一日と翌年の一月九日であった。また、租界地返還をめぐる英中交渉が着実に進み、一九三〇年四月末、威海衛還付協定が調印される運びとなった⁽⁶⁵⁾。

他方、満蒙危機の激化に直面するなか、幣原は国民政府が推進する「革命外交」に対し、小幡アグレマン問題の解決や日中関税協定の締結などの宥和的な姿勢を示し、日中関係を好転させようとした。さらに、対中外交を進めて英米に遅れた治外法権の交渉を開始しようと考えていた。したがって、幣原は国民政府の対日感情を好転させ、英米より進んだ宥和的な姿勢を示し、さらに満蒙權益を確保するために、中国側の希望に則し、国号呼称の改正に踏み切ったと考えられる。

第三節 日本の国号呼称問題と幣原の対応

しかし、興味深いのは、ほぼ同時期に起こった日本の国号を一般外国語でいかに表示すべきであるかという問題に対し、幣原は対照的な措置をとっているのである。

日本国号呼称問題をめぐっては、一九二六年以降、内大臣府および議会に対する請願や議会における建議案などが多数提出されてきた。この問題の核心は、(1) 国号は「大日本帝国」とすべきこと、(2) は日本文においてのみならず条約そのほかの文書の外国文においてもこれをそのままローマ字で表示すべきこと、という二点に帰結する⁽⁶⁶⁾。

国号は明治初年以來、条約そのほかの文書において「日本国」「日本帝国」「大日本国」などの名称が用いられてきたが、一時条約においては「日本国」に統一されていた。一九三一年一月二十四日、外務省条約局の調書によると、日本が諸外国と締結した条約では、前文においても条文においても原則として「日本国」または「日本」の呼称を使用していた。一方、外国文で表示された場合、ほぼすべて「Japan」が使用されている。ただし通信省関係の条約においては「日本帝国」(英文ではThe Empire of Japan)の文字も使用されていた⁽⁶⁷⁾。しかし、中華民国との間に締結された条約のみ、原則として「大日本国」を使用し英米と一線を画したのである。明治時代に締結された諸条約においては日本文でも中国文でも「大日本国」を使用していた。一八九五年の休戦定約、休戦延期条約および講和条約において、中国文では「大日本帝国」と称したが、これに対し日本文では「大日本国」と表示していた。大正時代以降は中国文では「大日本国」と記載する一方で、日本文においては単に「日本国」としていたのである⁽⁶⁸⁾。ここには、中国が「大日本国」「大日本帝国」という国号呼称を使用していたのに対し、日本は「支那共和国」を固持するという不対等な一面が見られている。

「支那」呼称をめぐる中国の世論と同様、欧米各国が日本の国号を「Japan」で表示することに対し、日本国内では反対す

る声があがった。一九二六年三月十六日、江川芳光ほか二名は由谷義治衆議院議員の紹介を通して「国号ノ呼称使用ニ関スル請願書」を衆議院に呈出し、外国語で国号の固有名詞の呼称使用を求めた。⁽⁶⁹⁾三月二十五日、粕谷衆議院議長は若槻内閣総理大臣に対し、請願書を採決した衆議院の決議案を送付した。決議案の要旨は日本の国号を「大日本帝国」とし、これを世界各国に宣言し、また条約上の原文や外国郵便の「スタンプ」などに使用されている「語源不明瞭ナル」「ジャポン」「ジャパン」が、「実ニ帝国ノ不面目不見識ヲ表ハスモノニシテ帝国ノ威信ヲ損スルコト尠カラス」という理由で、速やかに外国郵便の「スタンプ」を「ニホン」または「ニッポン」と改正すべきであるというものである。⁽⁷⁰⁾この請願は七月二十一日、若槻内閣総理大臣から幣原に回付された。⁽⁷¹⁾幣原は十一月十三日付で請議案を作成し、安達逋信大臣の意見を求め、「貴見ノ通御取計相成可然」との了承を得、⁽⁷²⁾一九二七年一月十五日、幣原は若槻内閣総理大臣に対し請議案を提出した。

外務省の請議案において、幣原は「一国ノ国号ヲ外国語ヲ以テ示ス場合ニ如何ナル称呼ヲ使用スヘキヤハ畢竟便宜ノ問題ニシテ事宜ニ依リ適当ナル称呼ヲ選択スヘク而モ一般ニ周知セラレタル称呼ヲ使用スルコト寧ろ適当ナル場合多カルヘシ從テ『ジャポン』又ハ『ジャパン』ナル語ヲ帝国ノ国号トシテ条約ノ原文又ハ外国郵便ノ『スタンプ』等ニ使用スルモ何等帝国ノ不面目又ハ不見識ヲ表ハシ或ハ帝国ノ威信ヲ損スルモノト認ムルヲ得ス故ニ本件請願ハ之ヲ採択セサルヲ適当ト認ム」という見解を示したのである。⁽⁷³⁾

一九二七年二月二日、幣原の請議通り閣議決定がなされ、指令が出された。⁽⁷⁴⁾幣原の請議案によって外国語で日本の国号を「Japan」「Japon」と表記することが定着したのである。

一方、一九二七年一月二十七日由谷義治衆議院議員は「我カ国国号ノ統一顯正ニ関スル建議案」を衆議院に提出し、政府が速やかに国号を「大日本」と確定し、その呼称を「ダイニッポン」と決定すると共に国民に対して国号の統一を要請し、世界に対して国号の顯正を宣布しようと建議した。⁽⁷⁵⁾これに続けて、二月十七日熊谷五衛門と中野寅吉衆議院議員は

「我カ帝国国号ノ称呼使用ニ関スル建議案」を衆議院に送った。建議と理由は、昭和の新政に際し政府は世界に向けて帝国国号の固有名詞の呼称使用を宣言し、条約文に使用する国号はもちろん、小にしてまず速やかに逓信省において外国郵便に使用する「スタンプ」の「ジャパン」を「ニッポン」と改正するようにと要求している。⁽⁷⁶⁾衆議院は両建議案を議決し、一九二七年三月二十五日付で関連書類を森田茂衆議院假議長より若槻内閣総理大臣に送付した。⁽⁷⁷⁾五月十九日、内閣総理大臣より外務省に回付したが、⁽⁷⁸⁾田中外相は何らの措置をとらなかつた。

他方、二月十日、福岡県若松市手島貫一より神崎勲衆議院議員の紹介を介し議會に「国号ノ称呼使用ニ関スル請願」を呈出し、その要旨は「ジャパン」を「ニッポン」と改め国号の尊嚴を保持しようとするものであつた。請願書は実行方法について、昭和二年の天長節以後とし、国際関係上では「ジャパン」を「ニッポン」と改め、国民に対し看板などの仮名文字およびローマ字を訂正させることである。⁽⁷⁹⁾これに対し、衆議院は前記の両建議があるため、この請願について議決することなく、内閣に送付し、⁽⁸⁰⁾六月二十日鳩山内閣書記官長より外務省主管という理由で出淵外務次官あてに転送されている。⁽⁸¹⁾手島貫一は提出された請願に反響がないため、三月三十一日付きで改めて内大臣府あてに請願書を捧呈し、「『ジャパン』ヲ『ニッポン』ト改メ我カ国号ノ尊嚴ヲ保持スル為陛下ノ佳辰タル本年ノ天長節ニ勅令又ハ詔書ヲ發布シ即日ヨリ施行セラレンコトヲ翼フ」と主張した。⁽⁸²⁾内大臣府はその請願書を天皇に奏聞した上、参考のため田中内閣総理大臣に送付した。内閣総理大臣はふたたび外務省主管を理由にこれを同年の六月二十一日に田中外務大臣に送付し、「可然処理ノ上同報相成度」と書き添えた。⁽⁸³⁾請願令第十条により天皇に捧呈する請願書は、同令第十四条により内大臣がこれを奏聞して処理すべきことである。しかし、請願書が内大臣より参考のため内閣に送付されたため、外務省は内閣側と講義を行つた結果、内閣官制第五条第一項第五号の「天皇より下付せられたる人民の請願」という規定にしたがい、閣議を行ふ必要はないと決定した。したがつて、田中外相は二十九日、内閣総理大臣に対し、本請願が本年一月十五日の閣議請議案と出された指令が、かわる衆議院の議決案と同じの内容があることで、「御了知相成度」を回答した。⁽⁸⁴⁾田中外相は幣原の方針を

堅持し、二月二日付きの指令によつて措置をとらなかつたのであつた。

しかし、第二次幣原外交期には、日本の国号称呼に関する問題が再び浮上してきた。一九三一年三月二十六日、藤澤幾之輔衆議院議長より浜口内閣総理大臣に対し、衆議院で採決された「我カ帝国国名ノ称呼使用ニ関スル建議書」を送付した。建議書では、国名は憲法、勳記、国璽において「大日本帝国」を明記したので、「独立セル帝国ニシテ自己固有ノ名詞ヲ使用スル能ハサルカ如キハ不見識極マレリト謂フヘシ之ヲ諸外国ノ例ニ徴スルニ魯西亞、支那ノ如キ我カ政府ニ抗議シ露西亞、中華民國ト夫レ夫レ改称ヲ要求シ我カ政府亦之ヲ承認シタル实例」があるため、「政府ハ須ラク速ニ反省シテ世界ニ向テ帝国国名ノ固有名詞ノ称呼使用ヲ宣言シ諸外国政府ヲシテ之ヲ公用セシムヘシ」というものである⁽⁸⁵⁾。ここで注意すべきことは、衆議院の議決案は、日本の国号称呼を幣原の対中国号称呼の改正と関連して論じ、政府の反省を促したということである。五月三十日、幣原は衆議院より議決案を回付された⁽⁸⁶⁾。一九三一年六月二十六日、外務省が起草した決裁の高裁案では、一九二七年二月二日の閣議決定の趣旨は今日改める必要はないと認識した上で、この建議書に対し、一九二七年三月の衆議院で議決された同趣旨の決議に対すると同様、何らの措置を講ずる必要はなく、「其ノ儘ニシ置クコトトシ可然」と決定されている⁽⁸⁷⁾。

以上示してきたように、日本政府は一般の外国語で「Japan」「Japon」などを用いることを根本的に排斥してはいない。幣原は外国語で国号を示す場合、相手国に適当な称呼を選択させるべきであると考えたのである。にもかかわらず、中国における国号の呼称については、自発的に「支那」から「中華民国」へと改正しようとしており、ここには、幣原が対中外交においてとられた宥和政策の一端を窺うことができる。

その後、国号呼称問題については、逡信省は一九三四年四月十九日、通信日附印の形式のなかの「JAPAN」の文字を「NIPPON」に改めたことを告示した⁽⁸⁸⁾。そして、一九三五年七月二十七日、外務省は所管する条約およびその他の文書の日本文においては、「大日本帝国」という名称を採用することに決定した⁽⁸⁹⁾。そのため、国号は外国語においても、the

Empire of Japanを用いることに統一された。⁽⁹⁰⁾ 一九三六年四月十八日、外務省は「外務省テハ曩ニ国際条約及大公使御信任状等ニ於テ国号ハ『大日本帝国』トシ又御称呼ハ『天皇』ト記載シ奉リ従テ国号御称呼併セテハ『大日本帝国天皇』ト申上クルコトニ決定シ既実行中テアル」と正式に公表した。⁽⁹¹⁾ さらに、一九四三年三月二日、外務省条約局は「外国語ニ於ケル我国号ノ表示ニ関スル件（試案）」を作成し、「一、外国語ニ於ケル（大）日本ノ称呼ハ（Dai）Nipponトス、二、帝国ノ表示方法ニ付テハ日本語ニ於ケル称呼即チ「*teikoku*」の使用ヲ要求セズ」という表示の原則を明記したが、⁽⁹²⁾ 実際に行されることはなかつたのであつた。

第四節 国号呼称改正政策の影響

外務省は「支那共和国」から「中華民國」への国号呼称の改正について、新聞発表はしないと決定した。⁽⁹³⁾ しかし、大新聞は十一月一日一斉にこの記事を掲載し、『日々新聞』では「支那国の公文書上の呼称については従来支那共和国、中華民國等区々に使用されていた」が、今後「中華民國」を常則呼称にすると、閣議で決定したと報じられていた。⁽⁹⁴⁾

しかし、幣原による国号呼称の改正政策は、政府部内の反対党、軍部及び対中強硬論を鼓吹する世論の反対に遭い、南京事件、小幡アグレマン問題と関連して、幣原の「軟弱外交」の攻撃材料として用いられた。第五十九議会の幣原の演説に対する質疑において、松岡洋右代議士は「支那」国号呼称の改正問題を取り上げ、外務省の対中外交を厳しく攻撃した。松岡代議士は、

「従来帝国ハ支那共和国ト呼ンデ居ツタノデアリマス、ソレヲ最近ニハ態々誰ノ講義カ、誰ニ頼マレタノカ私ハ知りマセヌガ、態々中華民國ト是カラ改称スル、此ノ呼称ノ如キハ何レデモ宜イヤウナモノデアリマスケレドモ、支那ナリ支那共和国ト云フコトハ日本語デアリマス、日本国ニハ中国ヂヤノ中華民國ダノト云フコトハナイ、是ハ第一革命後ニ於キ

マシテ我が政府デハ慎重ニ協議ヲ致シマシテ支那共和国ト呼ブトイウコトニ決定サレタノデアリマス、ソレヲ二十年モ後ニ態々支那語デアール―日本語ヲ捨テ、中華民國ト呼ビマセウ云フ、ソノ態度、ソノ心懸ケガ、是ガ幣原外交ナルモノヲ能ク説明シテ居ルト思フノデアリマス、支那人デモ氣ノ利イタ人間ハ舌ヲ出シテセセラ笑ツテ居ル」と幣原の対中姿勢を糾弾した。⁽⁹⁵⁾

一方、国民政府は日本国内における「支那」国号呼称の改正への反発を警戒している。一九三二年一月二十八日、『國際晚報』は「日本代議士口中之支那与中華民國」という社説を掲載し、松岡洋右の幣原外交に対する非難を論駁した。文中では日本代議士の「支那」国号呼称への固執に失望感を表明するとともに、日中親善の関係を確立するために、日本側が中国に対し理解と同情を寄せることが重要である、と論じられていた。⁽⁹⁶⁾

他方、日本政府の「中華民國」への国号呼称の変更決定よって、国際上の公文書は中華民國という正式国号に統一され、政府部内の往復文書はもちろん、新聞にも「中華民國」「民国」などが多用されることになった。また、閣議の決定が規定した慣行に委ねる略式国名として「中国」「中華」という用例も増えてきたのである。幣原が中国に対する国号呼称を「中華民國」に変更する訓令を通達した直後、在間島岡田総領事から幣原宛の電報では、「中国軍人」、「日中警察」「日華警察」「中国人」「中国側」などの対中呼称が用いられている。⁽⁹⁷⁾

しかし、国号改称の内容は略式国名を曖昧にすることで、外交文書において「民国」「中国」「日民」「日華」「日支」「中国人」「支那側」等の呼称が併用されており、中国に対する国号呼称は混在した状態を呈していた。一九三一年一月から七月までの間で、日中治外法権関係を中心に収録した、幣原と在外各公使館との往復外交文書に用いられた対中呼称の使用例は表1の通りである。⁽⁹⁸⁾

表1の使用例は明らかに外務省の対中呼称の実態を反映している。幣原の訓令に基づき、正式国号として「中華民國」を用いる以外に、第二段の問題として今後の慣行に従う略式国号については、従来の「支那」「支那側」「日支」等の使用

日付	対象	対中呼称の使用例
一月七日	重光より幣原宛	支那、日支関係
一月八日	重光より幣原宛	対中国関係（付記、谷亜細亜局長宛て私信）」
一月二十一日	在吉林石射総領事より幣原宛	支那法院
一月二十四日	幣原より石射宛て	中国法院、中国人
二月十五日	重光より幣原宛	中国政府、中国側
二月二十日	重光より幣原宛	中日国交、中国側、中国
二月二十八日	在南京上村領事より幣原宛	中国側、中国
三月二日	堀切拓務次官より永井外務次官宛	対中華民国、中国中央政府、中国
三月五日	重光より幣原宛	中国側、中国委員、中国
三月六日	重光より幣原宛	中国側
三月六日	在奉天林総領事より幣原宛	支那官憲、支那側、日支両国
三月七日	重光より幣原宛	日支関係、日支両国
三月十三日	重光より幣原宛	中国側
三月二十三日	重光より幣原宛	対華経済関係、日華両国、中国側、中国語、中国
三月二十四日	重光より幣原宛	日華間、中国、中国側
三月二十七日	幣原より重光宛	中国側
三月二十八日	重光より幣原宛	中国側、中国、日支両国、民国側
四月一日	重光より幣原宛	日華両国、民国、日民両国、民国側
四月十三日	外務省、拓務省、朝鮮総督府協議	中国共産党、中国官憲、中国側、支那側、当局
四月十七日	幣原より在中国各公館長宛	中国裁判所
四月二十四日	在奉天林総領事より幣原宛	支那側、支那政府
五月一日	幣原より重光宛	中国側
五月十八日	在間島岡田総領事より幣原宛	中国側、民国、中央政府、中華民国の日付使用
六月二十七日	在局子街田中副領事より幣原宛	中国側、国民政府、南京政府
七月七日	重光より幣原宛	民国、国民政府、民国側、日支関係、民国側
七月十八日	在間島岡田総領事より幣原宛	中国人、中国側
七月二十八日	在奉天林総領事より幣原宛	中国人民、中国、中日両国
八月七日	在済南西田総領事より幣原宛	中国人
九月二日	在南京上村領事より幣原宛	中国

表1 注：「治外法権問題」、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第四巻、382～461頁によって作成した。

が急減し、その代わりに「中国」「中国人」「民国」「日華」「日民」等の略式呼称が増えたことが判る。「支那」呼称の急減は、外務省内部において、早い段階で国号呼称改正の措置の効果が挙げたことを示している。とくに、強調すべきなのは、幣原から発した訓令がすべて「中国」「中国人」という略式呼称を用いていることである。ここからは幣原は自ら決定した対中呼称を堅持しようとしていたことが明確である。

また、対中呼称の改称は外務省部内にとどまらず、拓務省等の政府部内でも積極的に取り入れられた。また、陸軍省も一九三〇年十一月十日、原常成陸軍省副官より内閣に到達された「公文書ニ使用スル支那国名称ニ関スル件」を通牒として部内へ発した。⁽⁹⁹⁾ 中国に対する略式国号呼称は未だ統一されていなかったが、「中華民國」の正式国号から派生した「中国」「中華」「民国」という略式国号の使用が圧倒的に多かつたことは、幣原外交の対中呼称改正政策の成果であると思われる。外務省は対中呼称の改正案を積極的に普及させることに努め、文部省に対し、国定教科書の編纂について、両国間の往復公文には「支那」を止めて「中国」を用いることになったので、国定教科書からも「支那」という文字を抜いて「中国」に変えるよう要請した。⁽¹⁰⁰⁾ また、逡信省では、対中国号改称の方針にしたがい、漢字電報を「中華民國語の電報」と改め、官報に記載したのである。⁽¹⁰¹⁾

一九三〇年の対中呼称改正案は、日本の対中呼称において決定的な影響を与えたと言える。一九三四年六月外務省条約局の作成した「中華民國ナル用語ニ付テ」という調書では、「『中華民國ナル語』ハ前記昭和五年ノ閣議決定後内閣ヨリ各方面ニ通達シ「国内又ハ第三国トノ間ニ用フル邦語公文書ニ於テ」モ之ヲ用フヘキコトヲ懲慚シ今日ニ於テハ相当広ク使用セラレ居ル模様ナリ」、「今日迄条約等ニ於テハ『中華民國』ナル語ヲ慣用シ来レリ」とまとめられ、略式国号としての「支那人」「日支」などの併用問題が残されていたが、「中華民國」という正式な国号呼称が定着した実態を示している⁽¹⁰²⁾である。

総括

一九三〇年の対中国号呼称の改正は、第二次幣原外交の対中政策における「英米協調」から「日中提携」への転換を示すものである。これは中国をめぐる東アジアの国際情勢と日中関係によってとられた措置であり、「革命外交」に対応しつつ、「満蒙既得権益」を確保するための解決策でもあったのである。この政策は小幡アグレマン問題、日中関税協定の締結と関連し、幣原外交の試みる「日中提携」の重要な一環であると捉えられる。

伊集院の進言による「支那」という国号呼称は、日清戦争後の中国に対する蔑視感の蔓延、辛亥革命への不満及び中国の共和制の確立への恐怖など、近代日本人の中国観を示すものである。「中華民国」という正式定名を用いず、蔑視感を込めた「支那」を用いて「支那共和国」を使用しつづけたことは、日本の中国に対する強硬政策を反映したものであるといえよう。外交文書にとどまらず近代日本に広く使われていた「支那」呼称は、中国のナショナリズムを刺戟し、日中関係を悪化させつつあった。したがって、幣原は高揚するナショナリズムを緩和させるために、国民政府の意向に順応し、対中国号呼称を「支那共和国」から「中華民国」へと改正し、長年にわたる懸案を解決してきた。

幣原は中国のナショナリズムを的確に認識し、さらに「満蒙既得権益」の確保は日中関係が如何にして改善できるかによつて左右される、と理解していた。また、英米の対中譲歩に鑑み、英米より一歩進めて対中宥和政策をとることによつて、治外法権の交渉を良い方向に向かわせようと考えた。そのために、幣原は外国語で表示されている「Japan」という国号呼称については、議会からの反対を押し切つてまで認めたにもかかわらず、自発的に「支那共和国」から「中華民国」への改正に踏み切つたのである。幣原がとつた国号改正政策の目的は、「対中宥和」政策を示すことによつて、中国側の対日気運を好転させ、その上で「日中提携」を試み、最終的には「満蒙既得権益」を確保しようとしたものであった。

註

- (1) 拙稿「小幡公使アグレマン問題にみる第二次幣原外交の対中国政策の転換」(『人間文化論叢』第四卷、二〇〇二年) 一〇一頁。
- (2) 実藤恵秀『近代日支文化論』(大東出版社、一九四一年)、同「国号問題」(『中国人日本留学史増補版』、くろしお出版、一九八一年)、同「支那」の発生から消滅まで(『中国留学生史談』、第一書房、一九八一年)。佐藤三郎「日本人が中国を『支那』と呼んだことについての考察——近代日中交渉史上の一齣として——」(『山形大学紀要』人文科学、第八卷第二号、一九七五年)。「蔑視性覆る?」(『東京新聞』一九九五年二月九日)、「『シナ』語源は『支那城』——中国の学者は新説発表」(『毎日新聞』、一九九五年二月十一日)。伊藤一彦「中国と『支那』」(『中国研究月報』四九—三、一九九五年三月)など。
- (3) 前掲「国号問題」(『中国人日本留学史増補版』二四〇頁。前掲「支那」の発生から消滅まで)、『中国留学生史談』三八〇頁。
- (4) 小池聖一「『提携』の成立——日中関税協定成立の条件——」(曾田三郎編著『近代中国と日本——提携と敵対の半世紀』、御茶の水書房、二〇〇一年三月)、同「『宥和』の変容——満州事変時の外務省——」(『軍事史学会編』『再考・満州事変』、錦正社、二〇〇一年十月)。また、拙稿は小幡アグレマンをめぐる幣原の対応を考察することによって、第二次幣原外交の対中政策における「日中提携」への転換を明らかにした。(前掲「小幡公使アグレマン問題にみる第二次幣原外交の対中国政策の転換」)。
- (5) 野沢豊「中華民國(一九一二—一九四九)と日本——連鎖反応的な相互関係」(野沢豊『日本の中華民国史研究』、汲古書院、一九九五年)。
- (6) 「伊集院日記」(明治四十四年十二月一日条)(尚友俱樂部・広瀬順皓・櫻井良樹『伊集院彦吉関係文書』第一卷〈辛亥革命期〉、芙蓉書房出版、一九九六年) 一三七頁。
- (7) 「袁世凱カ共和政体ニハ反対ナリトノ意見表明セシ件」、『日本外交文書』第四十四卷、第四十五卷、別冊〈清国事変(辛亥革命)〉 四〇六頁。
- (8) 「英国斡旋休戦交渉ニ関シ英公使ヨリ打合ナキハ遺憾ニ付日英協調ノ必要申入方ノ件」、『日本外交文書』第四十四卷、第四十五卷、別冊〈清国事変(辛亥革命)〉 三八七頁。
- (9) 大正二年五月十九日附、伊集院駐清公使より牧野外務大臣宛(第一七号公信)、「官印改造其他ニ関シ稟申ノ件」、外務省外交史料館所蔵『各国々名及地名称呼関係雑件』A6002。
- (10) 同前。
- (11) 同前。
- (12) 大正二年六月二十三日(機密送五九号)、牧野外務大臣より山本総理大臣宛「公文上支那国名決定ニ関シ稟議ノ

件」、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(13) 同前。

(14) 「公文上支那国名決定ニ関スル件」(七月十一日)、『日本外交文書』大正二年、第二冊、五〇〜五一頁。

(15) 民国二年十月六日、孫宝崎外交総長より山座公使宛(照会文)、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(16) 大正二年十月六日、山座公使より孫宝崎外交総長宛(照会文)、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(17) 大正二年十月六日、牧野外務大臣より大正天皇宛(上奏案)、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(18) 大正二年十月八日、承認告示、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(19) 大正二年十月十六日(第五七号)、牧野外務大臣より山座公使宛(電報)、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(20) 同前。

(21) 明治四十五年七月十六日、逓信省通信局長より外務省政務局長宛「郵便物表記ノ『支那』ナル文字ニ関スル件」、通外第三七二九号通牒、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。中国文では、「倭奴如何妄写支那二字此後我大中華民國定不答應的」と書き換えられていた。

(22) 前掲『中国日本留学史増補版』二二二〜二二三頁。一九一九年十一月王拱璧によって刊行された『東遊揮汗録』の「日本外交之概略―対支根本政策」の一節を引用している。

(23) 前掲『近代日支文化論』、一三五頁。「支那」という語の起源をめぐって論議が交わされたが、その中ではインド起源説が最も有力である。「支那」の語はインドに発し、西方に伝えられて英語やドイツ語の China やフランス語の Chinen など定着し、またインド語音を五世紀ごろの中国仏教者が「支那」(至那、脂那)と表記し、仏典や留学僧を通じて日本に伝わった。(高島俊男『支那』は蔑称ではない)『諸君』、一九九四年十二月号、一六〇頁)。最近徐作生は「支那」という語がミャンマーとの国境に近い雲南西部の古代都市「支那城」に由来し、「秦」より前にインドで中国を指す語として用いられたという新説を発表し、「秦」由来説を否定していた(「蔑視性覆る?」『東京新聞』、一九九五年二月九日、「シナ」語源は『支那城』—中国の学者は新説発表『毎日新聞』、一九九五年二月十一日)。ところで、日本の対中呼称について、近代以前には「もろこし」「から」等と呼び、書物で「漢・漢土」「唐・唐土」「中国」「中華」或いは王朝名を書いた。江戸時代中期には「支那」は文人の間で使う程度で普及されなかった。幕末になると、日本において中国を呼ぶのに、従来のものに加え、「清」「清国」とともに「支那」が使われることが増えてきた。明治政府の公用文書にも「清」「清国」以外に「支那」という語を使用した例が見られた。明治十年中期までに、対中呼称として「支那」が広く普及されており、日本に定着することになった。(前掲「日本人

が中国を『支那』と呼んだことについての考察―近代日中交渉史上の一齣として―」五二―五四頁。

(24) 前掲「日本人が中国を『支那』と呼んだことについての考察―近代日中交渉史上の一齣として―」六三頁。

(25) 前掲『中国人日本留学史増補版』、二二七―二二八頁。

(26) 前掲『近代日支文化論』、一三九頁。

(27) 伊集院彦吉の日記に関する研究については、飯森明子「辛亥革命と駐清公使伊集院彦吉―伊集院日記を中心に―」『法学政治学論究』第三一号、一九九六年十二月）、櫻井良樹「辛亥革命と駐清公使伊集院彦吉」（尚友俱樂部・広瀬順皓・櫻井良樹『伊集院彦吉関係文書』第一巻〈辛亥革命命期〉、芙蓉書房出版、一九九六年）など。

(28) 前掲「伊集院日記」（明治四十五年二月二十日条）、二四〇頁。

(29) 前掲「伊集院日記」（明治四十四年二月二十日条）、二四二頁。

(30) 前掲「伊集院日記」（明治四十五年一月四日条）、一八六頁。

(31) 前掲「伊集院日記」（明治四十五年一月六日条）、一八八頁。

(32) 前掲『近代日支文化論』一三二頁。

(33) 「支那ノ国名ニ関スル件」、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(34) 昭和五年六月十四日調書、「支那ノ国名ニ関スル件」、

前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(35) 外務省外交史料館所蔵、『本邦国号及元首称呼関係一件』第一巻、A5-30-14。アジア資料センター公開REFID、No.A-0584-0048～0050。

(36) 「楊文書局長が国民政府記念週で日本の「支那」国号使用を批難について」、『日本外交文書』昭和期。第一部第四巻、一〇四―一〇五頁。

(37) 『朝日新聞』一九三〇年（昭和五年）五月二十七日。

(38) 史朗（実藤恵秀）『支那』と『中華』（『東京日々新聞』一九三〇年（昭和五年）六月五日）。

(39) 実東（実藤恵秀）『中華』と呼ぼう（『東京日々新聞』一九三〇年（昭和五年）六月八日）。

(40) 那賀汪霞「『チャイナ』はいいが『支那』はナゼいけない―中華民国の呼び方の問題」（『東京日々新聞』一九三〇年（昭和五年）六月十一日）。

(41) 真知「日本外交的失態」、『上海民国日報』一九三〇年（民国十九年）六月二十三・二十四日。

(42) 「日本外交的失態」、『広州民国日報』一九三〇年（民国十九年）六月三十日。

(43) 昭和五年十一月八日、在南京上村領事より幣原外務大臣宛て、第八〇五号、前掲『各国々名及地名称呼関係雑件』。

(44) 『中央日報』一九三〇年（民国十九年）十一月八日。

「日本が外交文書で『支那』国号を使用している事を批難する新聞論調報告」、『日本外交文書』昭和期I第一部第四

- 卷、一〇四一〜一〇四二頁。昭和五年六月二十七日、在漢口総領事坂根準三より幣原外相宛（公信第五六二号）「武漢日報ノ社説ニ関シ報告ノ件」、昭和五年七月八日、在広東代理総領事須磨彌吉郎（公信第六七八号）「日本外交ノ失態」訳報ノ件、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。
- (45) 昭和五年六月十日、「条約等二用ヒラレタル支那国名」、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。
- (46) 昭和五年六月十四日調書、「支那ノ国名ニ関スル件」、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。
- (47) 条約局第一課「支那ノ国名ニ関スル件」、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。
- (48) 同前。
- (49) 「中国国号呼称に関する閣議請議案」（付箋）、『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷、一〇四三頁。
- (50) 「中国国号呼称に関する閣議請議案」、『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷、一〇四二〜一〇四三頁。
- (51) 同前。
- (52) 昭和五年十月二十九日付、亜細亜局「支那国号ノ呼称ニ関スル件」、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。
- (53) 昭和五年十月三十日、外甲八三、法制局長官より内閣総理大臣宛回答文「公文上支那国号ノ呼称ニ関スル件ヲ定ム」（公文類聚・第五十四編・昭和五年・第十六卷・外事四・雑載）、前掲アジア資料センター。
- (54) 「中国呼称に關し閣議決定の旨決定」、『日本外交文書』

- 昭和期。第一部第四卷、一〇四四頁。
- (55) 昭和五年十月三十一日、内閣外甲第八三号、内閣書記官長鈴木富士彌より各省次官、枢密院書記長官、會計検査院長、行政裁判所長官、貴衆両院書記官長、内閣総理大臣秘書官、内閣部内各局課長宛（通牒）、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。
- (56) 「中国国名に『中華民國』使用方訓令」、『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷、一〇四五頁。
- (57) 昭和五年十一月四日、幣原外務大臣より駐外各公館長宛、亜一機第一四四二号、「支那国号ノ呼称ニ関スル件」、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。
- (58) 昭和六年二月、条約局第一課「世界主要各国ノ国名、元首及首府名」、外務省外交史料館所蔵、『各国国名及地名呼関係雑件』第一卷、(一)、一般ノ部、アジア資料センター公開REF ID: A06530161。
- (59) 「日本外交文書」第四十四卷、第四十五卷、別冊〈清国事変（辛亥革命）〉一三〜一四頁。
- (60) 大正十四年、第五十帝國議會衆議院における幣原外相の演説、大正十五年、第五十一帝國議會衆議院における幣原外相の演説（『帝國議會衆議院議事速記録』、東京大学出版会、一九八二年）。
- (61) 「幣原國務大臣ノ演説」、昭和五年一月二十日、第五十七回帝國議會衆議院議事速記録第三号『官報号外』。
- (62) 慶応義塾大学での演説稿「外交管見」、幣原平和財団

- 『幣原喜重郎』（幣原平和財団、一九五五年）三七二～三七三頁。
- (63) 大正十一年五月二日「日華親善宣伝」、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』
- (64) 「治外法権撤廃、英国単独で交渉」『大阪毎日新聞』一九三〇年（昭和五年）一月三日。
- (65) 程道德等編『中華民国外交史資料選編（一九一九～一九三二）』（北京大学出版社、一九八五年）、四九三～五〇三頁。
- (66) 「外国語ニ依ル我国号ノ正式表示ニ関スル件」（昭和一七、四、二三、条約局）、外務省外交史料館所蔵、『本邦国号及元首称呼関係一件』第二卷、A-5-3-0-14。アジア資料センター公開REEL No.A-0584-0528。
- (67) 「条約ニ於ケル本邦ノ国号ニ関スル件」（昭和六、一、二四）、前掲『本邦国号及元首称呼関係一件』第一卷。アジア資料センター公開REEL No.A-0584-0047。
- (68) 前掲 REEL No.A-0584-0044～0050。
- (69) 前掲REEL No.A-0584-0005～0008。
- (70) 前掲REEL No.A-0584-0012。
- (71) 前掲REEL No.A-0584-0010。
- (72) 前掲REEL No.A-0584-0016。
- (73) 前掲REEL No.A-0584-0015～0019。
- (74) 前掲REEL No.A-0584-0019。
- (75) 前掲REEL No.A-0584-0020～0022。
- (76) 前掲REEL No.A-0584-0023～0025。
- (77) 前掲REEL No.A-0584-0027～0028。
- (78) 前掲REEL No.A-0584-0026。
- (79) 前掲REEL No.A-0584-0030～0033。
- (80) 前掲REEL No.A-0584-0053。
- (81) 前掲REEL No.A-0584-0029。
- (82) 前掲REEL No.A-0584-0053。
- (83) 前掲REEL No.A-0584-0053。
- (84) 前掲REEL No.A-0584-0038～40。
- (85) 前掲REEL No.A-0584-0056～0058。
- (86) 前掲REEL No.A-0584-0055。
- (87) 前掲REEL No.A-0584-0059。
- (88) 前掲REEL No.A-0584-0152。
- (89) 外務省外交史料館所蔵、『本邦国号及元首称呼関係一件』第二卷、A-5-3-0-14。アジア資料センター公開REEL No.A-0584-0427～0428。
- (90) 前掲REEL No.A-0584-0528。
- (91) 前掲REEL No.A-0584-0425。
- (92) 前掲REEL No.A-0584-0514。外務省条約局は各外国語の表示案を作成していた。英語の場合、大日本帝国・the Empire of Dai-Nippon, 日本国・Nippon, 日本人・Nipponese等。(REEL No.A-0584-0514～0533)。
- (93) 昭和五年十月二十九日付、重細重局「支那国号ノ呼称ニ関スル件」、前掲『各国々名及地名呼関係雑件』。

(94) 「『中華民國』を常則呼称に」『東京日々新聞』一九三〇年(昭和五年)十一月一日。『時事新聞』は「支那の呼称を中華民國に統一、けふの閣議で決定」というタイトルで、「支那国の表示に就いては我国は従来、支那共和国、中華民國等兩様の呼称を使用するのが慣例となつていたが、今回中華民國なる呼称に統一することとなり、三十一日の閣議に於いて幣原外相の説明に基づき決定した」と大々的に報道した(「支那の呼称を中華民國に統一、けふの閣議で決定」『時事新聞』一九三〇年(昭和五年)十一月一日)。また、『日々新聞』では「支那国の公文書上の呼称については従来支那共和国、中華民國等区々に使用されていた」が、今後「中華民國」を常則呼称にすると、閣議で決定した趣旨を伝えた(「『中華民國』を常則呼称に」『東京日々新聞』一九三〇年(昭和五年)十一月一日)。このほかに、『朝日新聞』と『中外新聞』は、それぞれ「『中華民國』、支那の呼称、閣議決定」と「今後支那は『中華民國』と呼ぶ」の題目で取り上げた(「『中華民國』、支那の呼称、閣議決定」『朝日新聞』一九三〇年(昭和五年)十一月一日。「今後支那は『中華民國』と呼ぶ」『中外新聞』一九三〇年(昭和五年)十一月一日)。

(95) 「幣原國務大臣ノ答弁、國務大臣ノ演説ニ対スル質疑」、昭和六年一月二十五日、衆議院議事速記録第五号、『官報号外』。

(96) 星岷「日本代議士口中之支那与中華民國」『國際晚報』

一九三二年(民國二十年)一月二十八日。

(97) 「日中警察の融和協調方各分館主任、各署長分署長に訓達について」、『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷、二二五〜二二八頁。

(98) 「治外法権問題」、『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷、三八二〜四六一頁。

(99) 昭和五年十一月十日、陸普第四八九四号「公文書ニ使用スル支那国名称ニ関スル件陸軍一般へ通牒」『公文書に使用する支那国名称に関する件』(自昭和5年1月〜至昭和6年12月 『來翰綴(陸普) 第1部』)、前掲アジア資料センター。

(100) 昭和六年、「支那が日本に内政干渉の事、文部省大いにコボす」『時事』、前掲『各国々名及地名称呼關係雜件』。

(101) 岩村成允『日本、滿州、支那の国号に関する研究』(財団法人東亜同文会、一九三七年)。

(102) 昭和九年六月七日、条約局調書「中華民國ナル用語ニ付テ」、前掲『各国々名及地名称呼關係雜件』。

(日本學術振興會外國人特別研究員)